

第 4 0 号議案

東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）の改正に伴い、保育所等における満 3 歳以上の児童の保育料を無償化する等のため提出します。

## 東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例

東京都台東区保育所等保育料条例（昭和62年3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の徴収」を削り、同条第5項中「保育所等又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育が行われている児童が2人以上いる場合においては、当該世帯の保育所等又は同項に規定する家庭的保育事業等における保育を行うことに係る児童のうち、最年長の児童（同一年齢の児童」を「教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）に監護される者及び府令第28条の2各号に掲げるもの（以下これらを「負担額算定基準者」という。）が2人以上いる場合においては、負担額算定基準者のうち最年長の者（同一年齢の者」に改め、同項第1号中「最年長の児童」を「最年長の者」に改め、同項第2号中「無料」を「0円」に改める。

第3条の見出し中「の徴収」を削る。

第4条の見出し中「の徴収」を削り、同条第1項中「区長は、」を削り、「は、当該児童の扶養義務者から短時間保育料として、別表第5に定める額を徴収する。」を「に係る短時間保育料は、0円とする。」に改め、同条第2項を削る。

第5条の見出し中「の徴収」を削り、同条第1項中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「対象児童が」を「小学校の第1学年から第3学年までに在学し、又は幼稚園その他の台東区規則（以下「規則」という。）で定める施

設等に在籍し、若しくは当該施設等を利用している児童(以下「対象児童」という。)が」に改め、同項第1号中「別表第6」を「別表第5」に改め、同項第2号中「無料」を「0円」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第6に定める階層区分に属する世帯の児童に係る預かり保育料の額は、0円とする。

第5条第4項中「前項各号のいずれか」を「前項の世帯」に改める。

別表第1中

3歳児	4歳以上児
円	円
0	0
1,300	1,300
2,000	2,000
2,800	2,700
5,900	5,900
7,800	7,700
10,000	9,900
11,800	11,700
13,900	13,800
15,800	15,700
17,600	17,500
19,200	19,000
20,700	20,500
22,400	20,700
24,000	20,800
25,200	21,000
26,600	21,200
26,800	21,400
27,100	21,600
27,300	21,700
27,500	21,900
27,700	22,100
28,000	22,300
28,200	22,500
28,400	22,600
28,700	22,800
28,900	23,000
29,100	23,200
29,300	23,400

3歳児	4歳以上児
円	円
0	0

を

」

」

に改める。

別表第 2 中

3 歳児	4 歳以上児
円	円
0	0
1,100	1,100
1,800	1,800
2,500	2,400
5,300	5,300
7,000	6,900
9,000	8,900
10,600	10,500
12,500	12,400
14,200	14,100
15,800	15,700
17,200	17,100
18,600	18,400
20,100	18,600
21,600	18,700
22,600	18,900
23,900	19,000
24,100	19,200
24,300	19,400
24,500	19,500
24,700	19,700
24,900	19,800
25,200	20,000
25,300	20,200
25,500	20,300
25,800	20,500
26,000	20,700
26,100	20,800
26,300	21,000

を

3 歳児	4 歳以上児
円	円
0	0

に改める。

別表第 5 を削る。

別表第 6 を別表第 5 とし、同表の次に次の表を加える。

別表第6（第5条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	
階層区分	定義
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）
D	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうちの所得割課税額が85,900円未満である世帯

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の預かり保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

## 付 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

2 この条例による改正後の東京都台東区保育所等保育料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分に係る保育料、延長保育料、短時間保育料及び預かり保育料について適用し、施行日の属する月の前月以前の月分の保育料、延長保育料、短時間保育料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

### ( 東京都台東区立保育所条例の一部改正 )

3 東京都台東区立保育所条例（昭和 36 年 4 月台東区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「別表第 3、別表第 4 及び別表第 6」を「別表第 3 から別表第 5 まで」に改める。